

令和 4 年第 1 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

(令和 4 年 2 月 24 日提出 追加議案第 1 号、第 2 号、追加報告第 1 号)

説明書目次

番号	項目名	ページ
1	さくら市桜と花と緑のまちづくり条例の制定について	P 3
2	令和3年度さくら市一般会計補正予算（第12号）	P 3
3	専決処分事項の報告について（押上小学校大規模改造工事請負契約の変更）	P 4
4	議案説明資料 参照法令等	P 5

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 1 件、予算 1 件及び報告 1 件であります。

追加議案第 1 号は、さくら市桜と花と緑のまちづくり条例の制定についてであります。

本案は、本市における桜の郷づくりを更に発展させ、花と緑で彩られたまちづくりの推進を図るために必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

追加議案第 2 号は、令和 3 年度さくら市一般会計補正予算（第 12 号）であります。

今回の補正予算は、予算の総額については変更せず、歳出予算のみの補正をするものであります。

歳出予算は、7 款商工費で、地元応援キャッシュレスポイント還元事業費 2 千万円を減額、消費拡大クーポン券配布事業費

2 千万円を追加し、計上いたしました。

第 2 表繰越明許費の補正は、消費拡大クーポン券配布事業で、年度内の事業完了が見込めないことによるものであります。

追加報告第 1 号は、専決処分事項の報告についてであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた「議会の議決を経て締結した工事請負契約の契約金額 5 パーセント以内の変更契約」について専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3)～(15) 略

2 略

〔議会の委任による専決処分〕

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 25 年 9 月 9 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の 5 パーセント以内に相当する金額(2,000 万円以下のものに限る。)に係る契約の変更に</u> <u>関すること。</u>	平成 25 年第 3 回 さくら市議会定例会	議員案第 2 号	平成 25 年 9 月 9 日